検討項目2一(1) 個人輸入対策の強化

個人輸入の現状

〇我が国で有効性·安全性等が確認されていない医薬品であっても、個人輸入して自己 の責任で使用等することは、他者に販売・授与しない限り、薬事法で禁止されていない。

〇輸入の段階では、「医薬品等輸入監視要領」(局長通知)に基づき、他者への販売・授与を目的としないこと等の確認(薬監証明)等の手続きを行っている。

一般消費者

○輸入者自身が自己の責任において 使用する場合

個人で使用することが明らかな数量以内 (1又は2ヶ月分の使用量)

処方箋薬でも自 由に輸入可能 個人使用が明らかではない数 量の場合であって、医師等の 診断書・証明書がある場合

医師・歯科医師等

〇治療上緊急性があり、国内に物の代替品が流通していない場合であって、医師等が自己の責任のもと、患者の診断又は 治療に供することを目的とする場合

○臨床研究に供することを目的とする場合

※サリドマイドの輸入については、別途サリドマイド登録システム(SMUD)への登録が必要。

手続きなしで輸入可能

※薬監証明DBで捕捉不可能

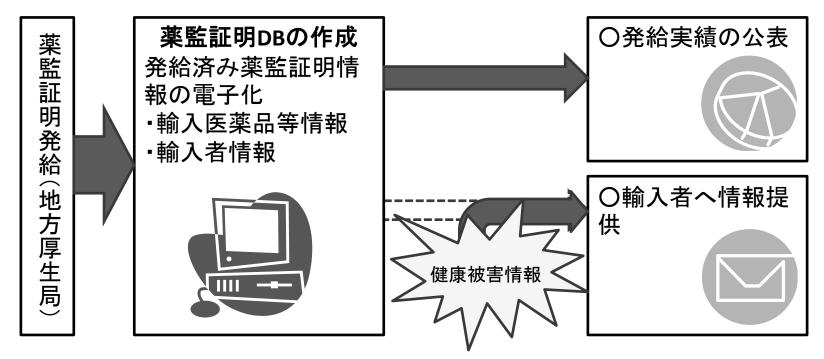
地方厚生局において、輸入報告書(薬監証明)の発 給を行い、輸入可能となる

※薬監証明DBで捕捉可能

薬監証明DBについて

〇肝炎検証委員会の最終提言を踏まえ、個人輸入の情報管理及び健康被害情報の提供を行うため、平成22年度より予算を計上し、地方厚生局で発給を行った輸入報告書(薬監証明)申請情報の電子化を行い、データベースを作成している。

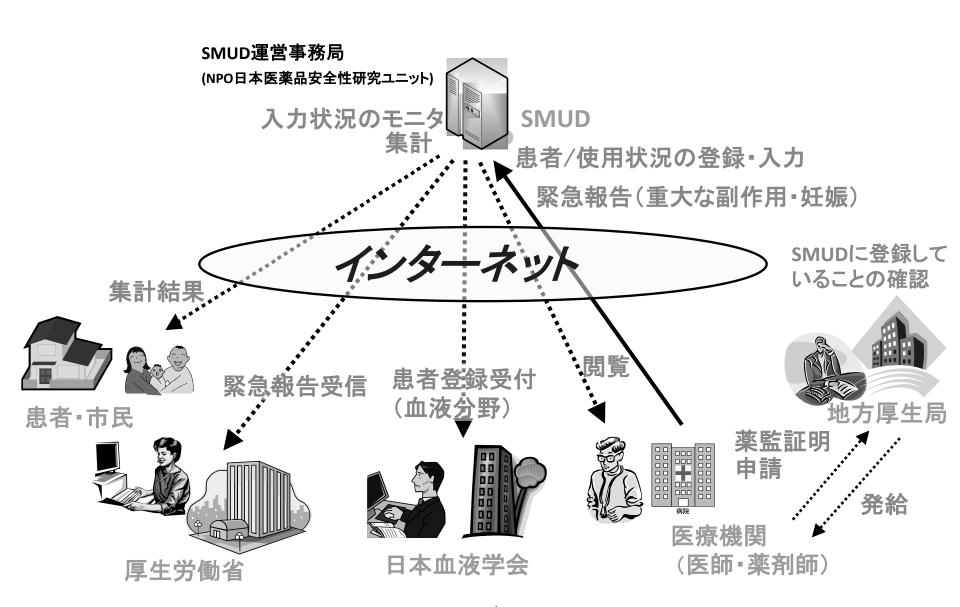
〇薬監証明を要せず、手続き不要として輸入されている医薬品等については、 データベースの対象外となる。※個人輸入全体の件数等の把握は不可能である。



平成22年年度における薬監証明の発給件数 56,327件



サリドマイド使用登録・管理システム(SMUD)



注: SMUD: Safety Management system for Unapproved Drugs

医師等による個人輸入

問題点

輸入する未承認医薬品については、我が国で有効性・安全性等について確認されていないこと、また、薬事法の要件が課せられていないにもかかわらず、医師が自己の責任のもと、自己の患者の診断又は治療に使用されている。

現状把握としての対策

①薬監証明のデータベース化 ②SMUDによるサリドマイドの管理

啓発業務

対 策

監視業務

- ○医師・歯科医師用のリーフレット を作成し、税関等において配付
- 〇海外の副作用情報で、死亡事例 を含むような重篤な健康被害が発 生している医薬品については、国民 への注意喚起を行うため、翻訳して 厚生労働省のホームページに掲載

○薬監証明発給時に地方厚生局が、 治療上の必要性、医師の責任におい て使用するものであること、販売・授与 の目的でないこと等について確認

一般消費者による個人輸入

問題点

- ①未承認医薬品の使用による健康被害 (ダイエット薬等の生活改善薬、偽造医薬品)
- ②抗ウイルス薬や抗菌薬の不適正使用による耐性菌の増加のおそれ
- ③抗不安剤や睡眠薬などの薬物乱用のおそれ

現状把握としての対策

①未承認医薬品の買い上げ調査②薬監証明のデータベース化③都道府県からの情報提供・報告

啓発業務

対策

監視業務

- ①個人輸入される医薬品については、国内未承認であり、十分な安全性は確認されていない旨の注 意喚起をホームページに掲載
- ②一般個人用のリーフレットを作成し、税関等において配付
- ③国内外の副作用情報で、死亡事例を含むような 重篤な健康被害が発生している医薬品については、 国民への注意喚起を行うため、翻訳して厚生労働 省のホームページに掲載
- ①輸入量が一定数以上の場合、薬監証明発給時に地方厚生局が販売・授与目的でないことを確認。ただし、重大な健康被害を生じるおそれがある医薬品は、数量に関わらず薬監証明が必要な物として指定(一錠リスト)
- ②個人輸入されている未承認医薬品を買い上げ、 分析し、その結果に基づき、販売の停止、回収等 を行わせている(平成23年度より)
- ③ホームページでの安易な個人輸入を助長するような不適切な販売行為を監視、指導及び未承認医薬品の広告等に対する指導取締り

個人輸入による健康被害事例

1. 一般人による自己判断での使用に問題があった事例

- (1)経口妊娠中絶薬
- ・ ミフェプリストン(経口妊娠中絶薬(国内未承認))を服用し、膣からの多量出血等の健康被害が発生。

2. 個人輸入された製品自体に問題があった事例

- (1)タイダイエット用医薬品
- 「ホスピタルダイエット」等と称する製品により、呼吸器麻痺、嘔吐、めまい等の健康被害が発生。
- 本製品には、シブトラミン(肥満症の治療薬(国内未承認))のほか、ジアゼパム(向精神薬)、ヒドロクロロチアジド(利尿薬)、甲状腺ホルモン等の痩身以外の効能を持つ成分が検出されており、平成15年以降に、11例(うち死亡3例(1件は因果関係不明))の健康被害が報告されている。

(2)糖尿病治療用漢方薬

- ・中国製の漢方薬により、低血糖昏睡、半植物状態となり、その後死亡した事例が発生。
- ・本製品は、「純天然薬」と標記されていたが、グリベンクラミド(血糖降下剤)が検出されている。

(3)ED治療薬の偽造医薬品

シアリス錠の偽造医薬品により、痙攣、意識低下等の健康被害が発生(因果関係は否定できない)。

(4)医薬品成分を含有する健康食品

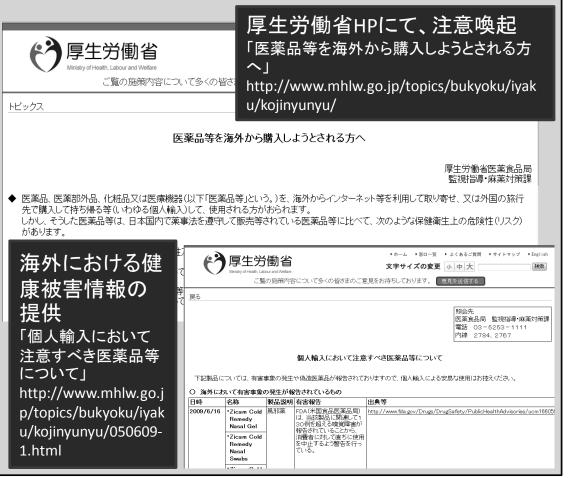
- 中国製のダイエット用健康食品により、肝機能障害等の健康被害が発生。
- 本製品には、シブトラミン、フェンフルラミン(肥満症治療薬(国内未承認))、N-二トロソフェンフルラミン(フェンフルラミンのニトロソ化合物)等の医薬品成分が検出されており、平成14年~平成18年の間に、796例(うち死亡4例)の健康被害が報告されている(一部国内販売も含む)。
- また、この他、シルデナフィル(ED治療薬)、シブトラミン等の医薬品成分を含有する健康食品による健康被害事例として、平成10年以降、17例を厚生労働省のHPに掲載している。

個人輸入者向け啓発

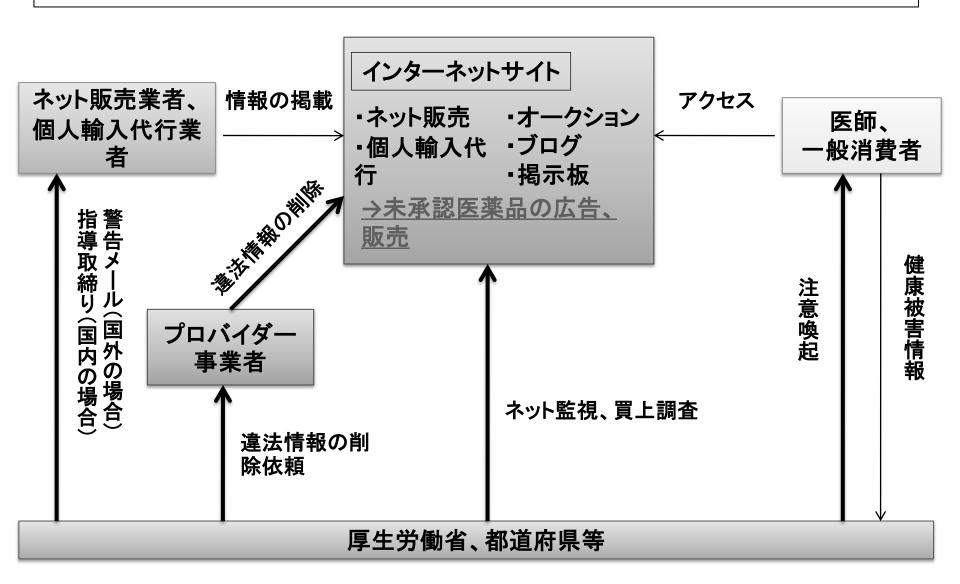
○個人輸入される未承認医薬品等が安全性・有効性等について、十分確認されていないことの注意 喚起をホームページに掲載するとともに、個人用及び医師等個人用のリーフレットを作成し、税関等 において配付している。

〇海外の副作用情報などで重要度の高い情報については、翻訳しホームページに掲載している。





インターネットによる個人輸入に対する取り組み



インターネット監視

厚生労働省 都道府県

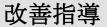
インターネット上の広告を監視





薬事法に違反(疑い)広告の発見

広告者の住所等が分かる場合



都道府県等による改善指導等



例:激安バイアグラあります! アトピーがなおる化粧品! 飲むだけで、10kg痩せる!

通報•警告件数

| 平成19年度 | 173(741)件 |
|--------|------------|
| 平成20年度 | 376(1710)件 |
| 平成21年度 | 137(1156)件 |

※括弧内はオークションも含む総数

住所等が不明や海外の場合

警告メール送信

ホームページの改善等を求める



プロバイダー等への削除依頼